

第 13 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 8 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 43 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 44 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 45 号	御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
報第 15 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 16 号	農業用施設届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	13 番 石渡 和美 委員 14 番 奥村 守由 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 13 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、13 番 石渡 和美 委員、14 番 奥村 守由 委員を指名します。
議 長	それでは、議第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
5 番 奥村 委員	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、5 番 奥村 俊雄委員 説明願います。 資料の 5-1 をご覧ください。申請地の場所は、御嵩町立上之郷中学校から東へ 200m ほどのところ 譲渡人は高齢のため申請地の耕作が難しい状況です。譲受人は申請地北隣の自動車販売店の役員を務めていますが、現在の店舗が手狭になり在庫の保管場所及び事業拡大をしたく申請に至りました。 利用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額自己資金。 北側及び南側は宅地、東側は水路、西側は譲渡人所有の田。雨水は、東側水路に流す。万が一被害があった際には申請者の責任で対処します。

	<p>許可申請書、土地の権利書、土地台帳附属地図、土地利用計画図、誓約書、銀行口座の写し、現在事項全部証明書、定款、委任状、水利組合同意書を確認しました。</p> <p>7月19日に事前説明、7月27日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、12番 田中 幹三郎委員 説明願います。</p>
12番 田中 委員	<p>資料5-2をご覧ください。申請地の場所は名鉄広見線御嵩駅の駅前さんさん広場から西へ150mのところですよ。</p> <p>譲受人2名は子どもが4人おり、現在の住まいが手狭になったため新たに中古の戸建住宅を購入することにしました。購入する住宅には駐車場が無く、新たに駐車場を建設する場所也没有。申請地は購入する住宅に近接しているため、同時に購入し駐車場及び庭として利用します。譲渡人は高齢となり農地の維持管理が困難なため売却することにしました。</p> <p>誓約書、隣地同意書、資金計画についての証明書、住宅の西側の田に無許可で車庫を建設していましたのでその始末書及び委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については7月27日現地確認により行いました。</p> <p>計画上概ね周辺農地への影響はないと思われましたが、一点問題点があり、道路北側の田の敷地南側の町道との境にU字溝が埋設されており、確認を求める意見が出ました。</p> <p>建設課と協議して後日報告をいただけることになりましたので、その点をはっきりしておりましたら本事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>説明がありましたように7月27日の現地確認の際にU字溝が入っていることがわかりました。</p>
事務局次長	<p>水路の件をご説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。</p>

	<p>ださい。現地確認をされた方は見ておられるかと思えます。町道と申請地の間に 180 くらいのU字溝が連なっていました。道路敷地内に設置されております。機能を果たしていない状況です。建設課の職員と確認をして、流末がないことから行政書士、農林課、建設課の三者で話をして撤去をすることになりました。撤去をして埋めるという自費工事で処理をしていくことになりました。新たに側溝を入れたりしないということです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>12番田中委員</p>	<p>次に3号事案について、12番田中幹三郎委員説明願います。</p> <p>資料5-3をご覧ください。申請地の場所は国道21号線大庭交差点より北へおよそ800mのところですか。</p> <p>譲渡人は農業用施設として申請地を利用していましたが、他所にも十分な農業用倉庫があり、申請地の維持管理が難しく、一方譲り受け人は自身が役員を務める会社の資材置場が手狭になったため申請地を資材置場として転用したく申請に至りました。現地には農業用倉庫が2棟建築済みです。</p> <p>書類については、誓約書、預金通帳の写し、会社の登記簿、会社の定款の写し、譲受人と会社との賃貸借契約書、委任状を確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は7月27日現地確認により確認しました。周辺農地への影響はほとんどないものと見受けられました。</p> <p>ただし、農業用倉庫の延べ床面積は200㎡を超えてはいませんでしたが、敷地全体が埋め立てられており、実質361㎡全部が転用された形になっておりましたので、始末書の提出をいただきました。始末書さえ出せばいいというわけではありませんが、元々の田面と東側道路との高低差が2m程度あり、埋め立てた理由は理解できませんが、本来は4条申請によって許可を受けるべきだったと思えます。</p> <p>なお、隣地同意書が2筆の内の1筆分しか提出されておられません。</p>

<p>議 長</p>	<p>冒頭のあいさつの中にもありましたが、隣地承諾について。7月の農業委員会総会において1件。今回のこの3号事案も隣地の承諾が得られないまま提出された申請です。中地区の委員は隣地承諾書の件で集まっていたいただき、事務局次長と事務局長の同席の中で協議をした経緯があります。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。また、隣地承諾書の提出がないため、事務局としても採決は保留とさせていただいて長く協議をする時間を持ちたいと考えております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>田中委員、よろしいでしょうか。 奥村委員、中地区としてよろしいでしょうか。</p>
<p>14 番 奥村 委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>3号事案は保留とします。同意がされた段階で再提出となります。</p> <p>次に4号事案について、6番 鍵谷 道隆委員 説明願います。</p>
<p>6 番 鍵谷 委員</p>	<p>資料 5-4 をご覧ください。申請地は〇〇の東側です。転用の目的は分譲住宅。譲渡人は高齢のため農地として維持することが難しく、譲受人は分譲住宅用地として活用したい。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は図面のとおり2階建て個人住宅4棟の建設となっています。</p> <p>付近の土地の概要は、北側は田、南側と東側は水路、西側は道路。敷地の造成は西側と東側と北側にコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止する。埋め立ては道路面より20cm。南側水路は蓋をして東側にガードパイプを設置。東側水路は新しいU字溝にし、法面は張りコンクリートをする。汚水は南側道路上公共下水道に接続。雨水は敷地内に側溝を新設し南側水路に接続する。</p> <p>添付書類は土地計画平面図、誓約書、融資条件に関する内諾書、隣地承諾書、委任状、可児土地改良区意見書については確認しました。7月27日に現地確認を行いました。</p> <p>4号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	採決に入ります。4 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって 4 号事案は適当と認め進達します。 次に議第 44 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、13 番 石渡 和美委員 説明願います。
13 番 石渡 委員	資料は 18 ページから 25 ページ。申請地の所在は顔戸駅より 500 m に 3 箇所時間で 3 分くらいです。7 月 12 日に推進委員の伊左治さんと現地を確認しました。 譲渡人は高齢で親族も遠方に住んでおり耕作ができず、継続的に管理ができる人を探していました。譲受人は譲渡人から申し出を受け申請地を購入し、耕作することにしたということです。以前から耕作はしていたということです。 権利を移転する当事者が現に所有し使用する土地、世帯員の状況、農機具の保有状況、誓約書など確認しました。 以上から申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしく願います。
議 長	続いて、伊左治 幸次 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
伊左治 推進委員	12 日に見に行きました。作物もできており、手入れできています。問題はないと思います。
議 長	こんなに安く手に入れるのですか。
事務局次長	資料の記載は 10 a あたりの額です。
議 長	そうであれば適正な価格ですね。 採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって 1 号事案は可決しました。

<p>議 長</p>	<p>次に 議第 45 号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、採決に入ります。 議第 45 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって議題 45 号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、適当と認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報第 15 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>時効取得とはどういうものですか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>裁判によるものと思われま。</p>
<p>議 長</p>	<p>親族ですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>住所が違います。親族ではありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもって報告とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に報第 16 号、農業用施設届について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>1 号事案について、12 番 田中 幹三郎委員 説明願います。</p>
<p>12 番 田中 委員</p>	<p>21 日に推進委員の伊左治さんと現地を確認しました。すでに既設の農業用倉庫があり、この建て替えで届出がありました。 施設は 82.14 平米で届出の条件に合致するものです。35.03 平米が農地にかかります。現在の倉庫は間仕切りが狭くトラクター等の出し入れに難渋しており、建て替えたいとのこと。 何ら問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、伊左治 幸次 推進委員 現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>

伊左治 推進委員	説明にありましたとおり、出入りに困るということです。問題ないと思います。
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時45分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

13 番

14 番
